

第4四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和6年度道路維持作業車（3tクラスダブルキャブパワーゲート付）長期継続借入	自動車	大阪トヨタNorth株式会社	5,808,000	R7.2.10	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	大阪港湾局緑地管理用 軽貨物自動車長期借入（その2）	自動車	大阪トヨタNorth株式会社	2,910,600	R7.2.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度道路維持作業車（3tクラスダブルキャブパワーゲート付）長期継続借入

2 契約の相手方

大阪トヨタNorth株式会社

3 随意契約理由

本借入は、臨港道路維持管理業務において職員及び資機材を輸送するための道路普通特種自動車1台（道路維持作業車仕様）の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和7年2月28日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和7年3月1日～令和12年2月28日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより、大幅に経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記受注者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部施設管理課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港湾局緑地管理用 軽貨物自動車 長期借入(その2)

2 契約の相手方

大阪トヨタ North 株式会社

3 随意契約理由

本借入は、施設管理課(緑地管理)で使用する車両2台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

令和元年度に契約し、令和7年2月28日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。また、新規リースの費用と再リースの費用を比較した結果、再リースの方が経済的に有利であるため、現在使用している車両の再リースを行う。

再リースは単年度契約が基本ではあるが、現行業者から見積を徴取したところ、単年度契約では割高になることが判明したため5年間の再リースとする。

以上の理由により本借入について、上記業者と随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課(緑地管理)